

# 分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会

No.72 2013.5.16

発行責任者 柿本 克彦

編集責任者 教 宣 部

## これは、お得意の「知らん！」とは言わせませんよ！田中助役！

5月2日、日勤勤務であった組合員は、点呼前に仕業詰め所で『J R 東海労新聞』をテーブルの上に置き、テレビを見ていたりしている社員と談笑していました。そこへ田中正雄助役が現れ、組合員の前に置かれた『J R 東海労新聞』を指差して、「それを、しまいなさい」と指示をしました。それに対して、組合員は「出勤前なのに、なぜしまわなければならないのですか」と質しましたが、田中助役は、それに答えることなく、さらに「しまいなさい」と指示を繰り返し、その場を離れていきました。

## さすが総務科長！常識人でした！

組合員は、この田中助役の言動に納得がいかないことから、勤務終了後に秦野総務科長に見解を求めに行きました。すると、秦野総務科長は、勤務時間外であれば『商業新聞』や『雑誌』と同様に、組合が発行した『ビラ』や『新聞』を読むことに「問題はない」ことを当然のこととして認めました。

## 田中助役の「指示」はいったい何か！？

それでは、この一連の田中助役の言動は、いったい何だったのでしょうか？

秦野総務科長も認めたように、会社の施設内であれ勤務時間外であれば、『新聞』をはじめ、雑誌や小説、そして組合が発行した『ビラ』や『新聞』など、セクハラに該当しない物であれば、何を読んでも全く問題はありません。それは、世の中の常識であり、会社内においても、それを禁止する就業規則や協約上の定めも存在しません。そうすると、この田中助役の言動は、組合が発行した『新聞』を見ていたことを、勤務時間外にも拘わらず、一方的に会社施設内での組合活動と見なし、それを注意した行為となります。勤務時間外での「指示」そのものも問題ですが、何より、この「指示」は、組合への不当な介入行為であり、労働組合法第7条3号の支配・介入に該当する不当労働行為になります。

## 悪質か、それとも無知か！

田中助役が就業規則や協約を熟知した上で、会社施設内であれば、それが勤務時間外であれ組合活動を一切認めないとする考えの持ち主であれば、極めて悪質な管理者であり、逆に協約など何も知らずに指示したとすれば、無知で無能な管理者となります。いずれにしても、いつものように、困った時の「俺は、知らん！」とはなりませんよ。組合員に対して真摯に謝罪する必要があるのではないですか、田中助役！